新旧対照表

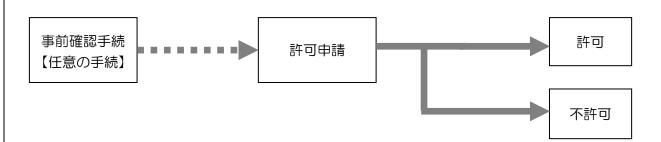
新	旧
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設なし)	(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設なし)
産業廃棄物収集運搬業許可申請	産業廃棄物収集運搬業許可申請
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請
令和 6 年 3 月	令和 5 年 9 月
長野県環境部資源循環推進課	長野県環境部資源循環推進課

中略	中略
国 次	目 次
〇 (特別管理)産業廃棄物 [※] 収集運搬業の許可申請等に必要な手続 ・・・・・・・・・1	〇 (特別管理)産業廃棄物 [※] 収集運搬業の許可申請等に必要な手続 ・・・・・・・・・ 1
○ 第1 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ・事前確認手続にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ・添付書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 第1 事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ・事前確認手続にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇 第2 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 第2 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇 別 紙 別紙1 欠格要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 別 紙 別紙1 欠格要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇 地域振興局 管轄区域一覧表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〇 地域振興局 管轄区域一覧表 ······ 20
※「(特別管理) 産業廃棄物」とは、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に係る事項をいいます。	※「(特別管理) 産業廃棄物」とは、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に 係る事項をいいます。

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に必要な手続

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に必要な手続は、下記のとおりです。

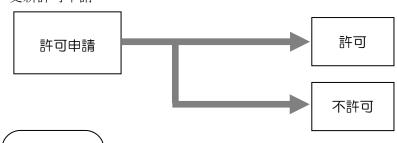
1 新規許可及び事業範囲の変更許可申請



2 上記1以外の申請・届出の場合(許可更新、変更又は廃止等)

許可申請

- <対象となる申請>
- 更新許可申請



変 更 届

- <届出の対象となる変更>
- ・事業の一部廃止又は全部廃止
- 住所
- ・氏名又は名称
- ・法定代理人、役員、株主等又は廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人
- 事務所及び事業場の所在地
- ・駐車場及び収集運搬車両
- ・長野市・松本市の積替保管施設に係る収集運搬業の許可の有無に係る変更

詳しくは手引 P. 10 をご覧ください。

なお、変更届は、廃止又は変更の日から 10 日以内(商業・法人登記の登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日以内)に提出してください。



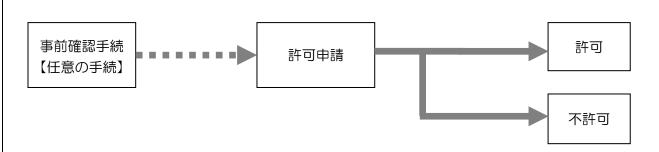
〇事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 2へ】

〇廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・【手引 P. 7へ】

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に必要な手続

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に必要な手続は、下記のとおりです。

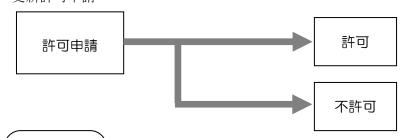
1 新規許可及び事業範囲の変更許可申請



|2 上記1以外の申請・届出の場合(許可更新、変更又は廃止等)

許可申請

- <対象となる申請>
- 更新許可申請



変 更 届

- <届出の対象となる変更>
- ・事業の一部廃止又は全部廃止
- ・氏名又は名称
- 役員等
- 駐車場及び収集運搬車両
- ・長野市・松本市の積替保管施設に係る収集運搬業の許可の有無に係る変更

詳しくは廃棄物処理法第14条の2第1項ただし書及び第3項、同法第14条の5第1項ただし書及び第3項、「廃棄物処理法施行規則」(以下「省令」という。)第10条の10第1項第1号から第4号及び第7号、省令第10条の23第1項第1号から第4号及び第8号、同条第2項の規定を参照してください。

なお、変更届は省令第 10 条の 10 第 2 項及び第 10 条の 23 第 2 項の規定により、廃止又は変更の日から 10 日(法人で省令第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号及び第 10 条の 23 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定 により商業・法人登記の登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日)以内に提出することとなっています。



○事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 2へ】○廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・【手引 P. 7へ】

第 1 事前確認手続	第 1 事前確認手続

事前確認手続にあたっての留意点

産業廃棄物収集運搬業の許可(新規又は変更許可)申請を行おうとする者は、その事業の内容について、 事前確認手続を<mark>行う</mark>ことができます。

- 1 事前確認手続依頼書提出先
- 3 事前確認手続依頼書のサイズ
- 4 事前確認手続依頼書の提出について

事前確認手続を希望する者は、「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業事前確認手続依頼書」(様式1。提出日を必ず記載してください。)に表1 (P4、5)の書類を添付して提出してください。

- ◎ 提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、依頼者の欄に依頼者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印**してください。また、委任状(以下の(ア)~(エ)に留意)を添付してください。
- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、提出日前3か月以内としてください。
- (エ) 連絡可能なメールアドレス (又はFAX番号) を記載してください。
- ※行政書士法施行規則(昭和 26 年総理府令第 5 号)第 9 条第 2 項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。
- 5 事前確認手続における添付書類の省略について
- (1) 事前確認手続依頼書の提出において、過去の許可申請等において提出された書類であってその内容に変更がない場合、表 1 (P. 4、5) の(1)以外の書類の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略について」(様式22) を併せて提出してください。
- (2) 同時に2以上の異なる事前確認手続依頼書を提出する場合で、各依頼書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の依頼書にこれを添付し、他の依頼書には「添付書類の省略について」(様式22)を添付することで、一の依頼書に添付した書類の添付を省略することができます。省略できるのは、表1の書類であり、同日に受付されるものに限ります。

(表 1) 事前確認手続依頼書添付書類

添付書類	備	考
(1) 事業計画の概要を記載した書	○ 様式 14-1~14-5 (14-3	3を除く。)
類	ア 事業の全体計画、収集運搬	はする (特別管理) 産業廃棄物の
	種類及び運搬量等	
	(石綿含有産業廃棄物(工作	物の新築、改築又は除去に伴っ
	て生じた産業廃棄物であっ	って、石綿をその重量の 0.1%を
	超えて含有するもの。特別	管理産業廃棄物である廃石綿等
	を除く。)、水銀使用製品産	業廃棄物又は水銀含有ばいじん

事前確認手続にあたっての留意点

産業廃棄物収集運搬業の許可(新規又は変更許可)申請を行おうとする者は、その事業の内容について、 事前確認手続を受けることができます。

- 1 事前確認手続依頼書提出先
- 2 提出部数 (事業者控え分は含まれていません。) ^{IKX}
- 3 事前確認手続依頼書のサイズ ĸ
- 4 事前確認手続依頼書の提出について
- ◎ 提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、依頼者の欄に依頼者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印**してください。また、委任状(以下の(ア)~(ウ)に留意)を添付してください。
- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、提出から3か月以内としてください。
- ※行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第9条第2項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

事前確認手続を受けようとする者は、「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業事前確認手続依頼書」(様式 1) に表 1 (次ページ) の書類を添付して提出してください。

(表 1) 事前確認手続依頼書添付書類

添 付 書 類	備	考
(1) 事業計画の概要を記載した書	○ 様式 14-1~14-5 (14-3	を除く。)
類	ア事業の全体計画、収集運搬で	する (特別管理) 産業廃棄物の
	種類及び運搬量等	
	(石綿含有産業廃棄物(工作物	めの新築、改築又は除去に伴っ
	て生じた産業廃棄物であって	て、石綿をその重量の 0.1%を
	超えて含有するもの。特別管	・理産業廃棄物である廃石綿等
	を除く。)、水銀使用製品産業	É廃棄物又は水銀含有ばいじん

等を扱う場合はその旨を記載してください。)

- イ 運搬施設の概要
- ウ 収集運搬業務の具体的な計画
- エ 環境保全措置の概要
- (2) 事業本拠地の所在を示す略図
- 所在地周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
- 類 (両面印刷可)
- (3) 収集運搬施設の概要を示す書 電子車検証が発行されていない場合 車検証のコピー (A4サイズのもの)

電子車検証が発行されている場合

自動車検査証記録事項(電子車検証交付時に交付されたも のの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもの)

車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用す る権原を有することを証する書類、操作担当者表(各該当車両 の運転操作担当者を示す任意様式の書類)、操作担当者の雇用 証明書及び雇用関係が分かる資料(例:源泉徴収簿、雇用(健 |康) 保険被保険者証等のコピー) を添付

- *雇用関係のない者に収集運搬の作業を行わせることはでき ません。
- *操作担当者が、取締役等の登記事項証明書に記載されている 役員の場合、雇用証明書及び雇用関係が分かる書類は不要で
- 運搬車両の写真(様式15)
- ア ナンバープレートの文字が判読できること
- イ 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示が確認できること
- *既に許可を取得している場合であっても、以前に許可番号 を含む表示が確認できる写真を提出されていない場合は提 出してください。
- *提出日前3か月以内に撮影したものを添付してくださ
- 運搬容器等の写真(様式16)、構造図等
- ・(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに適切な容器を用いること

等を扱う場合はその旨を記載してください。)

- イ 運搬施設の概要
- ウ 収集運搬業務の具体的な計画
- エ 環境保全措置の概要
- (2) 事業本拠地の所在を示す略図
- 所在地周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
- (3) 収集運搬施設の概要を示す書
- 電子車検証が発行されていない場合 車検証のコピー(A4サイズのもの)

電子車検証が発行されている場合

自動車検査証記録事項(電子車検証交付時に交付されたも のの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもの)

車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用す る権原を有することを証する書類、操作担当者表(各該当車両 の運転操作担当者を示す任意様式の書類)、操作担当者の雇用 証明書及び雇用関係が分かる資料(例:源泉徴収簿、雇用(健 康)保険被保険者証等のコピー)を添付

- *雇用関係のない者に収集運搬の作業を行わせることはでき ません。
- *操作担当者が、取締役等の登記事項証明書に記載されている 役員の場合、雇用証明書及び雇用関係が分かる書類は不要で
- 運搬車両の写真(様式15)

ア ナンバープレートの文字が判読できること

- イ 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示が確認できること ※既に許可を取得している場合であっても、以前に許可番号 を含む表示が確認できる写真を提出されていない場合は提出 してください。
- 運搬容器等の写真(様式16)、構造図等
- ・(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに適切な容器を用いること
- れていることを証する書類
- (4) 関係法令に基づく手続がなさ 農地法、建築基準法、消防法等の手続が必要とされる場合は、 当該手続がなされていることを証明する書類

(4) 駐車場の概要を示す書類

- 駐車場周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
- 不動産登記の登記事項証明書**5及び公図の写し*(駐車場の 位置を明示したもの)(申請者が所有権を有しない場合、駐車場 を使用する権原を有することを証する書類(賃貸借契約書等) のコピーを併せて添付)

(*「公図の写し」とは法務局で交付された原本であり、コピーのことで はありません。)

- (5) 業務を行うに足りる技術的能 力を有することを説明する書類
- (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄 物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集・運搬課程)」の修了証のコピー*1
- する書類
- (6) 経理的基礎を有することを証 │○ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記 載した書類(様式17)
 - 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における法 人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書 (その1)) *3・4
 - 申請者が個人である場合、資産に関する調書(個人用)(様式 18)、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する 書類(確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支 内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書(その1)) ※3
 - 次期への繰越損失がある場合等*2は、長期的財務計画書(様 式 20)、又はその他必要な書類
- (7) 定款、登記事項証明書等 (申請者が法人である場合)
- 定款又は寄附行為(提出日前3か月以内の日付で原本証明し たもの)及び商業・法人登記の登記事項証明書※4.5 (新規許可 申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。)
- を記載した書類
- (8) 帳簿の様式及びその管理方法 | (特別管理)産業廃棄物処理業者の帳簿の様式(データは不 要)及び管理方法を記載した書類(様式21)(別紙3参照)
 - ・「帳簿」とは、廃棄物処理法第14条第17項、第14条の4第 18項に規定する帳簿をいう。
- (9) 廃ポリ塩化ビフェニル (以下 | 運搬容器の構造図 「PCB」という。)等、PCB │○ 連絡設備等の概要を記載した書類 汚染物又はPCB処理物(以下

 - | 事故時におけるPCB廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透

(5) 駐車場の概要を示す書類

(※「公図の写し」とは法務局で交付 された原本であり、コピーのことでは ありません。)

- 駐車場周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
- 不動産登記の登記事項証明書※5及び公図の写し※(駐車場の 位置を明示したもの)(申請者が所有権を有しない場合、駐車場 を使用する権原を有することを証する書類(賃貸借契約書のコ ピー等)を併せて添付)
- (6) 業務を行うに足りる技術的能 力を有することを説明する書類
- (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄 物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集・運搬課程) の修了証のコピー*1
- する書類
- (7) 経理的基礎を有することを証 | 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記 載した書類(様式17)
 - 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における法 人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書 (その1)) *3・4
 - 申請者が個人である場合、資産に関する調書(個人用)(様式 18)、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する 書類(確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支 内訳書のコピー等の関係書類及び納税証明書(その1)) *3
 - 次期への繰越損失がある場合等^{※2}は、長期的財務計画書(様 式20)、又はその他必要な書類
- (8) 定款、登記事項証明書等 (申請者が法人である場合)
- 定款又は寄附行為(提出日前3か月以内の日付で原本証明し たもの)及び商業・法人登記の登記事項証明書※4.5 (新規許可 申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。)
- (9) 帳簿の様式及びその管理方法 | を記載した書類
- (特別管理)産業廃棄物処理業者の帳簿の様式(データは不 要)及び管理方法を記載した書類(様式21)(別紙3参照)
- ・「帳簿」とは、廃棄物処理法第 14 条第 17 項、第 14 条の 4 第 18項に規定する帳簿をいう。
- (10) 廃ポリ塩化ビフェニル (以下 | 運搬容器の構造図 「PCB」という。)等、PCB | ○ 連絡設備等の概要を記載した書類

 - 汚染物又はPCB処理物を扱 │○ 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処

う場合に必要な書類

「PCB廃棄物」という。)を扱 | により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講 ずるための設備又は器具の概要を記載した書類

> ○ PCB廃棄物の収集運搬業務に直接従事する者が、(公財)日 本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収 集運搬業作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証の

書類

- ※1 講習会修了証のコピーの有効期限について
 - ア 新規許可申請に係る事前確認手続の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有してい る場合、又は、既に(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化 する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピ 一でも可。

イ 変更許可申請に係る事前確認手続の場合

申請日の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証のコピー

- (注)(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄 物処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)」を修了した者は、次に掲げる者 であることが必要です。
- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役<mark>を</mark>除く。) 又は廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人
- * 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を産業廃棄物収集運搬業の許可申請に使用 することは可能ですが、産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物収集運 搬業の許可申請に使用することはできません。
- * 講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については (一社) 長野県資源循環保全協会 (電話 026-224-9192) に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問 い合わせください。
- * 全国の講習会開催スケジュールについては(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームペー ジから確認できます。

ホームページ https://www.jwnet.or.jp/ 電話番号 03-5807-5913

※2 略

う場合に必要な書類

理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の 支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の 概要を記載した書類

- PCBの収集運搬業務に直接従事する者が、(公財)日本産業 廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬 業作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証のコピー
- (11) その他知事が必要と認める書 その他の添付書類を必要に応じて求める場合があります。

- ※1 講習会修了証のコピーの有効期限について
 - ア 新規許可申請に係る事前確認手続の場合

提出日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場 合、又は、既に(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合で あって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 変更許可申請に係る事前確認手続の場合

提出日の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証のコピー

- * 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を産業廃棄物収集運搬業の許可申請に使用する ことは可能ですが、産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物収集運搬業の許 可申請に使用することはできません。
- (注)(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処 理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)」を修了した者は、次に掲げる者であるこ
- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は 廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人(県内の支店等に所属する者に限る。)
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人(<mark>県</mark> 内の支店等に所属する者に限る。)

講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については(一財)長野県資源循環保全協会(電 話 026-224-9192) に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせ ください。

全国の講習会開催スケジュールについては(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから 確認できます。

ホームページ https://www.jwnet.or.jp/ 電話番号 03-5807-5913

※2 略

※3 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、<mark>提出</mark>日直近で貸借対 | ※3 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、<mark>申請</mark>日直近で貸借対 照表を作成してください。)及び納税証明書(設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、 未納の税額がないことの証明(「その3」又は「その3の3」))並びに今後3年間の財務計画を記載し た長期的財務計画書(様式20を参照)を提出してください。

個人の場合で、直前3年の確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等 の関係書類がない場合には、存在する確定申告書のコピー、納税証明書(「その1 | 又は「その3 |)及 び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式20を参照)を提出してください。

※4 経理的基礎に係る添付書類(直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 | ※4 経理的基礎に係る添付書類(直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計 動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに定款又は寄附行 為及び商業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)に代えて、直 前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定す るもの)を添付することができます。

※5 略

公的機関が交付する書類(各登記事項証明書、公図の写し)の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあ ってはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書 類としての利用はできません。

照表を作成してください。)及び納税証明書(設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、 未納の税額がないことの証明(「その3」又は「その3の3」))並びに今後3年間の財務計画を記載し た長期的財務計画書(様式20を参照)を提出してください。

個人の場合で、直前3年の確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等 の関係書類がない場合には、存在する確定申告書のコピー、納税証明書(「その1 | 又は「その3 |)及 び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式20を参照)を提出してください。

算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに定款又は寄附行為及び商 業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)に代えて、直前の事業年度 における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定するもの)を添付す ることができます。

※5 略

- 5 事前確認手続における添付書類の省略について
- (1) 事前確認手続依頼書の提出において、過去の許可申請において提出された書類であってその内容に変 更がない場合、表1の(1)以外の書類の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略に ついて」(様式22)を併せて提出してください。
- (2) 同時に2以上の異なる事前確認手続依頼書を提出する場合で、各依頼書に添付すべき書類の内容が同 一であるときは、一の依頼書にこれを添付し、他の依頼書には「添付書類の省略について」(様式22) を添付することで、一の依頼書に添付した書類の添付を省略することができます。省略できるのは、表 1 (P.4, 5) の書類であり、同日に受付されるものに限ります。

公的機関が交付する書類(各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し)の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村で交付された原 本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあ ってはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書 類としての利用はできません。

第2 廃棄物処理法に基づく申請・届出等	第2 廃棄物処理法に基づく申請・届出等

申請・届出等及び許可取得後のフロー

積替保管施設を設置しない(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する場合や、許可取得後に 生じる変更等の事項については、廃棄物処理法の規定に基づき、下記のような手続が必要になります。

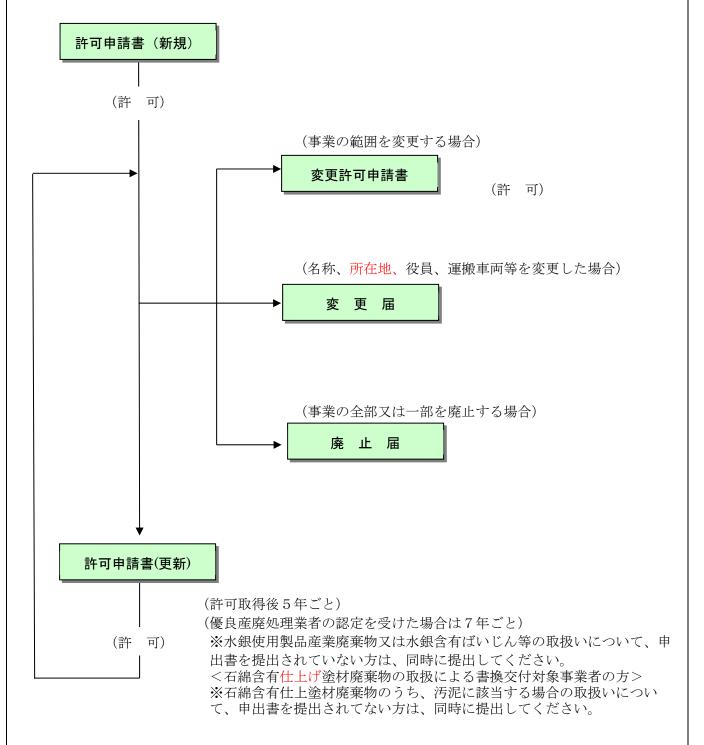
なお、積替保管施設を設置する場合は、これらとは別に手続が必要となります。「産業廃棄物収集運搬業 許可申請の手引(積替保管施設あり)」を参照のうえ、手続を行ってください。

許可申請書 (新規) (許 可) (事業の範囲を変更する場合) 変更許可申請書 (許 可) (住所、氏名又は名称、役員、運搬車両等を変更した場合) 変 更 届 (事業の全部又は一部を廃止する場合) 廃 止 届 許可申請書(更新) (許可取得後5年ごと) (優良産廃処理業者の認定を受けた場合は7年ごと) (許 可) ※水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いについて、申 出書を提出されていない方は、同時に提出してください。 <石綿含有<u>仕上</u>塗材廃棄物の取扱による書換交付対象事業者の方> ※石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、汚泥に該当する場合の取扱いについ て、申出書を提出されてない方は、同時に提出してください。

申請・届出等及び許可取得後のフロー

積替保管施設を設置しない(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する場合や、許可取得後に 生じる変更等の事項については、廃棄物処理法の規定に基づき、下記のような手続が必要になります。

なお、積替保管施設を設置する場合は、これらとは別に手続が必要となります。「産業廃棄物収集運搬業 許可申請の手引(積替保管施設あり)」を参照のうえ、手続を行ってください。



申請・届出等にあたっての留意点

1 申請書等提出先

聪

2 提出部数(事業者控え分は含まれていません。)

睱

3 申請手数料

聪

4 申請書等のサイズ

略

- 5 許可申請書等の提出について
- ◎ 許可申請書等は、提出日を必ず記載の上ご提出ください。
- ◎ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合、申請者・届出者の欄に申請者・届出者に加え 代理人の氏名を併記し、職印を押印**してください。又、委任状(以下の(ア)~(エ)に留意)を添付して ください。
- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、申請・届出日前3か月以内としてください。
- (エ) 連絡可能なメールアドレス(又はFAX番号)を記載してください。
- ※行政書士法施行規則(昭和 26 年総理府令第 5 号)第 9 条第 2 項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。
- (1) 産業廃棄物収集運搬業
- ア 新規許可申請について

収集運搬業を行おうとする(又は行う)者は、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式8)に **表2**の書類を添付して申請してください。添付書類の省略については、6(手引P. 10)を参照く ださい。

イ 変更許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲を変更する場合は、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(様式9)に表2の書類を添付して申請してください。現在、収集運搬業(積替保管施設なし)の許可を取得していて新たに積替保管施設を設置する場合は、変更許可申請を行う前に「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づく事業計画協議を行ってください。(「産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引(積替保管施設あり)」P.3をご覧ください)

申請・届出等にあたっての留意点

1 申請書等提出先

略

2 提出部数 (事業者控え分は含まれていません。)

略

3 申請手数料

略

4 申請書等のサイズ

略

- 5 許可申請書等の提出について
- ◎ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合、申請者・届出者の欄に申請者・届出者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印**してください。又、委任状(以下の(ア)~(ウ)に留意)を添付してください。
- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (4) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- (ウ) 委任状の目付は、申請・届出から3か月以内としてください。
- ※行政書士法施行規則(昭和 26 年総理府令第 5 号)第 9 条第 2 項の規定により、行政書士は作成した 書類に記名して職印を押さなければならないとされています。
- (1) 産業廃棄物収集運搬業

ア 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

収集運搬業を行おうとする(又は行う)者は、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式8)に表2の書類を添付して申請してください。添付書類の省略については、6(手引 P. 14)を参照ください。

イ 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲を変更する場合は、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(様式9)に表2の書類を添付して申請してください。現在、収集運搬業(積替保管施設なし)の許可を取得していて新たに積替保管施設を設置する場合は、変更許可申請を行う前に「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づく事業計画協議を行ってください。(「産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引(積替保管施設あり)」P.3をご覧ください)

ウ 更新許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があります(5年、優良は7年)。有効期限後も業を行う場合は許可の更新手続が必要ですので、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式8)に表2の書類を添付して申請してください。更新手続は有効期限の概ね2か月前から受付を行います。なお、添付書類の省略については6を参照してください。

エ 変更届について

表3の左欄に掲げる事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内(法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日以内)に「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式10)に、変更した事項に係る表3の書類を添付して提出してください。

なお、変更届の提出が変更の日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日)を経過した日以降となった場合には、遅延理由書(任意様式)を添付してください。

オ 廃止届について

事業の一部を廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式10)に一部廃止後の 事業計画を記載した書類を添付のうえ、事業の一部廃止の日から10日以内に提出してください。

事業の全てを廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式10)に許可証を添付のうえ、廃止の日から10日以内に提出してください。

なお、廃止届の提出が事業の一部又は全ての廃止の日から10日を経過した日以降となった場合に は、遅延理由書(任意様式)を添付してください。

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

必要な手続は、産業廃棄物収集運搬業の場合と同様です。

ただし、提出する申請書等の様式は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式 11)、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(様式 12)、「特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式 13)になります。

6 添付書類の省略について(表4)

(1) 先行許可証の提出による住民票の写し等の省略について

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」(様式23) と先行許可証のコピーを提出すると、 添付書類の一部を省略できます。ただし、知事が特に必要と認めた場合は<mark>住民票の写し等の</mark>提出を求 めることがあります。

先行許可証とは、「住民票の省略について」(様式23)中の「1代用できる許可証」のことであり、 省略できる添付書類は、同様式中の「2省略できる添付書類」のとおりです。

なお、同様式中の「3留意事項」に留意してください。

(2) 事前確認手続後の新規許可又は変更許可申請時の添付書類の省略について

事前確認手続(手引 P. 2)後、当該確認に係る新規許可申請又は変更許可申請を行う場合、「添付書類の省略について」(様式22)を提出すると、事前確認手続の際に提出した各書類のうち、表 2 (P. 12 \sim 13) の(2) \sim (7) 及び(10) の添付を省略できます。ただし、内容に変更がある場合、申請日前 3 か月以内に発行されたもの等条件のある場合、知事が特に必要と認めた場合は省略できません。

なお、同様式中に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した事前確認手続<mark>依頼書を提出した</mark>日付となりますので、注意してください。

(3) 同時に2以上の異なる申請書・届出書を提出する場合の添付書類の省略について(同日付で受付されるものに限る。)

同時に2以上の異なる申請書や届出書を提出する場合(例えば、産業廃棄物収集運搬業許可申請書と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書を同時に提出する場合や、更新許可申請書と変更届出書を同時に提出する場合など)で、各申請書・届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書・届出書にこれを添付し、他の申請書・届出書には「添付書類の省略について」(様式22)を添付することで、一の申請書・届出書に添付した書類の添付を省略することができます。省略できるのは、各申請書・届出書に添付される表2(P.12~14)の書類のうち、内容が同一であるものに限ります。

(4) 過去に提出した書類と変更がない場合の添付書類の省略について(更新申請、変更許可申請時) 過去の許可申請書や変更届出書において添付し、かつ変更がない書類については、「添付書類の省略 について」(様式22) を提出することで、その添付を省略することができます。省略できるのは、表 2 (P. 12~14) のうち、(2)、(3) (車検証のコピー以外のもの)、(4)及び(10)の書類です。ただし、内 容に変更がある場合、書類の有効性に期限があり改めて提出する必要がある場合(賃貸借契約書のコピーなど)、知事が特に必要と認めた場合は省略できません。

「添付書類の省略について」(様式22)に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した許可申請又は変更届出の日付となりますので、注意してください。

7 優良産廃処理業者認定制度の取扱い

更新許可申請に併せて「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受ける場合は、産業廃棄物収集運搬業の更新許可に係る書類に加え、認定審査に必要な書類を提出してください。

なお、優良産廃処理業者が産業廃棄物収集運搬業の許可の更新申請や、事業範囲の変更許可を申請する場合には、一部の書類の添付を省略できます。

また、当該制度についての詳細は、長野県ホームページの以下のアドレスに掲載しています。

優良産廃処理業者認定制度

https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/ninte/index.html

8 特定欠格要件該当の届出について

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業、(特別管理)産業廃棄物処分業又は産業廃棄物処理施設の許可を受けている者が、特定の欠格要件(別紙1「欠格要件について」の2~7、10~12(ただし10~12に掲げる者で8又は9に該当する者を除く。))に該当した場合は、「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式25)を、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。また、「欠格要件について」の1に該当するおそれのあるものとして環境省令で定める者に該当した場合は、「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式25)を、該当するに至った後遅滞なく提出してください。

9 その他

(1) 長野市又は松本市内に積替保管施設を設置する場合は、設置場所の長野市又は松本市の許可が必要になりますので、設置場所が長野市の場合は長野市廃棄物対策課(TEL:026-224-7320)、松本市の場合は松本市廃棄物対策課(TEL:0263-47-1350)へお問い合わせくだ

さい。	
(2) 許可(新規、変更、更新)を受けようとする者が、廃棄物処理法上の欠格要件(別紙1参照)に該	
当する場合、許可することができませんので、ご注意ください。	
(3) 許可証の送付を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を申請書類又は届出書類に同封して	
ください。	

	双集運搬業許可申請書添付書類 ————————————————————————————————————	
	備	
(1) 事業計画の概要を記載した書類	○ 様式 14-1~14-5 (14-3を除 ア 事業の全体計画、収集運搬する 類及び運搬量等 (石綿含有産業廃棄物(工作物の新 じた産業廃棄物であって、石綿を 有するもの。特別管理産業廃棄物 銀使用製品産業廃棄物又は水銀 その旨を記載してください。) イ 運搬施設の概要 ウ 収集運搬業務の具体的な計画 エ 環境保全措置の概要	(特別管理) 産業廃棄物の程 所築、改築又は除去に伴って生 その重量の 0.1%を超えて行 である廃石綿等を除く。)、
(2) 事業本拠地の所在を示す 各図	○ 所在地周辺の案内図(住宅地図の:	コピー可)
(3) 収集運搬施設の概要を示	○ 電子車検証が発行されていない場合	合
す書類(両面印刷可)	車検証のコピー(A4サイズの	(もの)
	電子車検証が発行されている場合	
	自動車検査証記録事項(電子車	検証交付時に交付されたもの
	の写し又は車検証閲覧アプリを使	見用して印刷したもの)
	車検証の名義が申請者ではない場合原を有することを証する書類、操作操作担当者を示す任意様式の書類)び雇用関係が分かる資料(例:源泉保険者証等のコピー)を添付	担当者表(各該当車両の運転 、操作担当者の雇用証明書)
	*雇用関係のない者に収集運搬のせん。 *操作担当者が、取締役等の登記事場合雇用証明書及び雇用関係が分	・項証明書に記載のある役員(
	 ○ 運搬車両の写真(様式15) ア ナンバープレートの文字が判請 イ 産業廃棄物の収集運搬車に係る *既に許可を取得している場合であ む表示が確認できる写真を提出 ください。 *申請日前3か月以内に撮影したも ○ 運搬容器等の写真(様式16)、構造 ・容器を用いる場合は、(特別管理)産 容器を用いること 	表示が確認できること っっても、以前に許可番号を行されていない場合は提出して のを添付してください。 告図等
(4) 駐車場の概要を示す書類	 ○ 駐車場周辺の案内図(住宅地図のまで、 ○ 不動産登記の登記事項証明書^{※5}及を明示したもの) (申請者が所有権を有しない場合、場ことを証する書類(賃貸借契約書 *「公図の写し」とは法務局で交付 	び公図の写し* (駐車場の位 主車場を使用する権原を有す。 等) のコピーを併せて添付)

(表2)(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類

(表 2) (特別官理) 座耒廃業物場		 -
添付書類	備	考
(1) 事業計画の概要を記載した書類	類及び運搬量等 (石綿含有産業廃棄物(工作物の じた産業廃棄物であって、石糸 有するもの。特別管理産業廃弱	する (特別管理) 産業廃棄物の種 の新築、改築又は除去に伴って生 帛をその重量の 0.1%を超えて含 棄物である廃石綿等を除く。)、水 銀含有ばいじん等を扱う場合は
(2) 事業本拠地の所在を示す 略図	○ 所在地周辺の案内図(住宅地図	のコピー可)
(3) 収集運搬施設の概要を示	○ 電子車検証が発行されていない	場合
す書類	車検証のコピー(A4サイン	ズのもの)
	電子車検証が発行されている場	合
	自動車検査証記録事項(電子	子車検証交付時に交付されたもの
	の写し又は車検証閲覧アプリを	を使用して印刷したもの)
	原を有することを証する書類、 操作担当者を示す任意様式の書	場合、申請者が車両を使用する権 操作担当者表(各該当車両の運転 類)、操作担当者の雇用証明書及 原泉徴収簿、雇用(健康)保険被
	せん。 *操作担当者が、取締役等の登記	の作業を行わせることはできま 記事項証明書に記載のある役員の
		判読できること
	○ 運搬容器等の写真(様式16)、・容器を用いる場合は、(特別管理)容器を用いること	
(4) 駐車場の概要を示す書類 (※「公図の写し」とは法務局で交付された原本であり、コピーのことではありません。)	○ 駐車場周辺の案内図(住宅地図 ○ 不動産登記の登記事項証明書*** を明示したもの) (申請者が所有権を有しない場合 ことを証する書類(賃貸借契約書	及び公図の写し*(駐車場の位置 、駐車場を使用する権原を有する

- (5) 業務を行うに足りる技術 的能力を有することを説明 する書類
- (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物 又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収 集・運搬課程)」の修了証のコピー*1
- (6) 経理的基礎を有すること を証する書類
- 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載 した書類(様式17)※6
- 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表※2~
- 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における法人 税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その 1)) *3 · 4
- 申請者が個人である場合、資産に関する調書(個人用)(様式 18)、 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確 定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコ ピー等の関係書類及び納税証明書(その1)) ※3
- 次期への繰越損失がある場合等^{※2}は、長期的財務計画書(様式) 20) 又はその他必要な書類
- (7) 定款、登記事項証明書等 (申請者が法人である場合)
- 定款又は寄附行為(申請日前3か月以内の日付で原本証明した もの) 及び商業・法人登記の登記事項証明書※4.5 (新規許可申請以 外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。)
- (8) 申請者が廃棄物処理法第 14 条第5項第2号イからへ に該当しない者であること を誓約する書面
- 誓約書 (様式 19)

次に掲げる者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまで に該当しない者であることを誓約する書類(別紙1参照)

- 申請者
- ・法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。)
- ・役員(監査役、相談役、顧問、理事、監事等を含む。)
- ・発行済株式総数の5%以上を所有する株主又は出資金総額の 5%以上を出資する者(以下「株主等」という。)
- ・廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人(支店長等。 以下「政令使用人」という。)
- (9) 住民票の写し*、後見等登 記事項証明書等※4・5

(*「住民票の写し」とは市区町 村役場で交付された原本であり、 コピーのことではありません。)

(先行許可証を提出する場合は、 住民票の写し等を省略できます。)

(6(1)(P.10参照))

- 次に掲げる者について提出すること。住民票の写しは、本籍地 (外国人の場合は国籍) の記載のあるもので、個人番号(マイナ ンバー) の記載のないものとする。

 - ・法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。)
 - ・役員(監査役、相談役、顧問、理事、監事等を含む。)
- 株主等
- 政令使用人
- <mark>株主等</mark>又は法定代理人が法人である場合、商業・法人登記の登 記事項証明書※5
- 後見等登記事項証明書は、成年被後見人又は被保佐人の登記が されていないことを証明したもの(別紙2参照)
- (10) 帳簿の様式及びその管理 方法を記載した書類
- (特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式 (データは不要) 及び管理方法を記載した書類(様式21)(別紙3参照)
 - ・「帳簿」とは廃棄物処理法第 14 条第 17 項、第 14 条の 4 第 18 項

- (5) 業務を行うに足りる技術 的能力を有することを説明 する書類
- (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物 又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収 集・運搬課程)」の修了証のコピー※1
- (6) 経理的基礎を有すること を証する書類
- 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載 した書類(様式17) ※6

添付 書類

- 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表※2~
- 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における法人 税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その 1)) *3·4
- 申請者が個人である場合、資産に関する調書(個人用)(様式 18)、 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確 定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコ ピー等の関係書類及び納税証明書(その1)) ※3
- 次期への繰越損失がある場合等※2は、長期的財務計画書(様式 20) 又はその他必要な書類
- (7) 定款、登記事項証明書等 (申請者が法人である場合)
- 定款又は寄附行為(提出日前3か月以内の日付で原本証明した もの) 及び商業・法人登記の登記事項証明書※4.5 (新規許可申請以 外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。)
- (8) 申請者が廃棄物処理法第 14 条第5項第2号イからへ に該当しない者であること を誓約する書面
- 誓約書(様式19)

次に掲げる者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまで に該当しない者であることを誓約する書類(別紙1参照)

- ・申請者
- ・法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。)
- ・役員(監査役、相談役、顧問、理事、監事等を含む。)
- ・発行済株式総数の5%以上を所有する株主又は出資金総額の 5%以上を出資する者(以下「株主等」という。)
- ・廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人(支店長等。 以下「使用人」という。)
- 記事項証明書等※4・5

(※「住民票の写し」とは市区町村役 場で交付された原本であり、コピーの ことではありません。)

(先行許可証を提出する場合は、 住民票の写し等を省略できま す。)

(6(1)(P14参照))

- (9) 住民票の写し※、後見等登 | 次に掲げる者について提出すること。住民票の写しは、本籍地 (外国人の場合は国籍) の記載のあるもので、個人番号(マイナ ンバー)の記載のないものとする。
 - ・申請者
 - ・法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。)
 - ・役員(監査役、相談役、顧問、理事、監事等を含む。)
 - 株主等
 - ・使用人
 - 株主、出資者又は法定代理人が法人である場合、商業・法人登 記の登記事項証明書※5
 - 後見等登記事項証明書は、成年被後見人又は被保佐人の登記が されていないことを証明したもの(別紙2参照)
- 方法を記載した書類
- (10) 帳簿の様式及びその管理 | (特別管理)産業廃棄物処理業者の帳簿の様式(データは不要) 及び管理方法を記載した書類(様式21)(別紙3参照)
 - ・「帳簿」とは廃棄物処理法第14条第17項、第14条の4第18項

に規定する帳簿をいう。

- (11) PCB廃棄物を扱う場合 に必要な書類
- 運搬容器の構造図
- 連絡設備等の概要を記載した書類
- 事故時におけるPCB廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透に より生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずる ための設備又は器具の概要を記載した書類
- PCB廃棄物の収集運搬業務に直接従事する者が、(公財)日本 産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集 運搬業作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証のコ
- (12) その他知事が必要と認め る書類
- その他必要に応じて添付書類を求める場合があります。
- ※1 講習会修了証のコピーの有効期限について
- ア 新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場 合、又は、既に(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合 であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 更新許可申請の場合

許可更新日前2年以内の更新講習修了証のコピー、又は許可更新日前5年以内の新規講習修了証の コピー

ウ 変更許可申請の場合

申請日の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証のコピー

- (注)(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物 処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)」を修了した者は、次に掲げる者であ ることが必要です。
- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又 は政令使用人
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は政令使用人
- * 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を産業廃棄物収集運搬業の許可申請に使用する ことは可能ですが、産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物収集運搬業の許 可申請に使用することはできません。
- * 講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については(一社)長野県資源循環保全協会 (電話 026-224-9192) に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い 合わせください。
- * 全国の講習会開催スケジュールについては(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ から確認できます。

ホームページ https://www.jwnet.or.jp/ 電話番号 03-5807-5913

に規定する帳簿をいう。

(11) 廃ポリ塩化ビフェニル ○ 運搬容器の構造図 (以下「PCB」という。) 等、PCB汚染物又はPC B処理物を扱う場合に必要 な書類

- │○ 連絡設備等の概要を記載した書類
- 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理 物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障 が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を 記載した書類
- PCBの収集運搬業務に直接従事する者が、(公財)日本産業廃 棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業 作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証のコピー
- る書類
- (12) その他知事が必要と認め | その他必要に応じて添付書類を求める場合があります。
- ※1 講習会修了証のコピーの有効期限について
- ア 新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証のコピー。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場 合、又は、既に(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合で あって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証のコピーでも可。

イ 更新許可申請の場合

許可更新日前2年以内の更新講習修了証のコピー、又は許可更新日前5年以内の新規講習修了証のコピー

ウ 変更許可申請の場合

変更許可申請の直近の新規講習修了証のコピー、又は更新講習修了証のコピー

- * 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を産業廃棄物収集運搬業の許可申請に使用する ことは可能ですが、産業廃棄物の収集・運搬課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物収集運搬業の許 可申請に使用することはできません。
- (注)(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理 業の許可申請に関する講習会(収集・運搬課程)」を修了した者は、次に掲げる者であることが必 要です。
- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役<mark>は</mark>除く。)又は<mark>廃</mark> 棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人(県内の支店等に所属する者に限る。)
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人(県内 の支店等に所属する者に限る。)

講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については(一財)長野県資源循環保全協会 (電話 026-224-9192)に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い 合わせください。

全国の講習会開催スケジュールについては(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページか ら確認できます。

ホームページ https://www.jwnet.or.jp/ 電話番号 03-5807-5913

※2 略

※2 略

※3 略

※4 経理的基礎に係る添付書類(直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定するもの)を添付することができます。

※5 略

※6 略

公的機関が交付する書類(各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し)の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあってはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。

(表3) 産業廃棄物処理業変更届添付書類

※の説明についてはP14、15 を参照してください。

変更内容	添	付	書	類	
(1) 住所の変更 法人:本店所在地 個人:許可を有する者の住所)	○ 届出者が法人である場合 履歴の分かるもの)○ 届出者が個人である場合 籍)の記載のあるもので、個※5○ 所在地周辺の案内図(住	、住民票 固人番号	真の写し (マイナ)	(本籍地(外国人の場 ンバー) の記載のな	易合は国
(2) 氏名又は名称の変更	○ 届出者が法人である場合 日付で原本証明したもの) *4				-

※3 略

※4 経理的基礎に係る添付書類(直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定するもの)を添付することができます。

※5 略

※6略

公的機関が交付する書類(各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し)の提出について

- (1) 「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。
- (2) 提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあってはコピーをもって代えることができます。
- (3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。

ウ 更新の許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があります(5年、優良は7年)。有効期限後も業を行う場合は許可の更新手続が必要ですので、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式8)に表2の書類を添付して申請してください。更新手続は有効期限の概ね2か月前から受付を行います。なお、添付書類の省略については6(P.14)を参照してください。

エ 産業廃棄物処理業変更届について

次の各事項に変更が生じたときは、変更の日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日)以内に「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式10)に、変更した事項に係る表3の書類を添付して提出してください。

なお、変更届の提出が変更の日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日) を経過した日以降となった場合には、遅延理由書(任意様式)を添付してください。

(表3) 産業廃棄物処理業変更届添付書類

※については上記の※を参照してください。

変更内容	添付書類
T. 友 刀) 上 友 新	 ○ 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為(提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの)及び商業・法人登記の履歴事項全部証明書※4 ○ 申請者が個人である場合、住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)※5
住所の変更 (主たる事務所の所在 地)	○ 申請者が法人である場合、商業・法人登記の登記事項証明書**4(変更履歴の分かるもの)○ 申請者が個人である場合、住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国

	○ <mark>届出</mark> 者が個人である場合、住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)*5
(3) 法定代理人、役員、株主等又は政令使用人の変更 姓、本籍又は住所の変更については届出不要	 ○ 役員等の変更に係る新旧対照表(様式24) ○ 商業・法人登記の履歴事項全部証明書*4(株主等、政令使用人のみ変更の場合は不要) <以下、新任者分のみ添付(役職変更のみの役員分については添付不要) > 法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む)、役員、株主等及び政令使用人の住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)、後見等登記事項証明書*5(法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書*5)
(4) 事務所及び事業場の 所在地の変更	○ 所在地周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
(5) 駐車場の変更	 ○ 駐車場周辺の案内図(住宅地図のコピー可) ○ 不動産登記の登記事項証明書^{※5}及び公図の写し(駐車場の位置を明示したもの) (届出者が所有権を有しない場合、駐車場を使用する権原を有する書類(賃貸借契約書等)のコピーを併せて添付)
(6) 収集運搬車両の変更	 ○ 運搬施設の概要(様式14-2) (備考欄にそれぞれの車両について新規・継続・廃止のいずれかを記載) ○ 新規車両について ・電子車検証が発行されていない場合 車検証のコピー(A4サイズのもの) ・電子車検証が発行されている場合 自動車検査証記録事項(電子車検証交付時に交付されたものの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもの) (車検証の名義が届出者ではない場合、届出者が車両を使用する権原を有することを証する書類、操作担当者表(各該当車両の運転操作担当者を示す任意様式の書類)、操作担当者の雇用証明書及び雇用関係が分かる資料(例:源泉徴収簿、雇用(健康)保険被保険者証等の写し)を添付 *雇用関係のない者に収集運搬の作業を行わせることはできません。 *操作担当者が、取締役等の登記事項証明書に記載のある役員の場合雇用証明書及び雇用関係が分かる書類は不要です。 ○ 運搬車両の写真(様式15)
(7) 長野市・松本市の積 替保管施設に係る収集 運搬業の許可の有無	○ 長野市・松本市の積替保管施設に係る収集運搬業の許可証のコピー又 は廃止届出書のコピー

	籍)の記載のあるもので、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) *5
	○ 所在地周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
役員等の変更 (役員等の住所のみ変更 の場合は、変更届不要)	 ○ 役員等の変更に係る新旧対照表(様式24) ○ 商業・法人登記の履歴事項全部証明書**4(株主、政令使用人のみ変更の場合は不要) <以下、新任者のみ(役職変更は含まない。)> ○ 法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む)、役員(監査役、相談役、顧問、理事、監事等)、株主等及び使用人の住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載のあるもので、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)、後見等登記事項証明書**5(法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書**5)
事務所及び事業場の所在 地の変更	○ 所在地周辺の案内図(住宅地図のコピー可)
駐車場の変更	 ○ 駐車場周辺の案内図(住宅地図のコピー可) ○ 不動産登記の登記事項証明書^{※5}及び公図の写し(駐車場の位置を明示したもの) (申請者が所有権を有しない場合、駐車場を使用する権原を有する書類(賃貸借契約書のコピー等)を併せて添付)
収集運搬車両の変更	 ○ 運搬施設の概要(様式14-2) (備考欄にそれぞれの車両について新規・継続・廃止のいずれかを記載) ○ 新規車両について •電子車検証が発行されていない場合 車検証のコピー(A4サイズのもの) •電子車検証が発行されている場合 自動車検査証記録事項(電子車検証交付時に交付されたものの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもの) 車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類、操作担当者表(各該当車両の運転操作担当者を示す任意様式の書類)、操作担当者の雇用証明書及び雇用関係が分かる資料(例:源泉徴収簿、雇用(健康)保険被保険者証等の写し)を添付) *雇用関係のない者に収集運搬の作業を行わせることはできません。 *操作担当者が、取締役等の登記事項証明書に記載のある役員の場合雇用証明書及び雇用関係が分かる書類は不要です。 ○ 運搬車両の写真(様式15)
長野市・松本市の積替保 管施設に係る収集運搬業 の許可の有無	○ 長野市・松本市の積替保管施設に係る収集運搬業の許可証のコピー又 は廃止届出書のコピー

オ 廃止届について

事業の一部を廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式10)に一部廃止後の事業計画を記載した書類を添付のうえ、事業の一部廃止の日から10日以内に提出してください。

事業の全てを廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式10)に許可証を添付のうえ、廃止の日から10日以内に提出してください。

なお、廃止届の提出が事業の一部又は全ての廃止の日から10日を経過した日以降となった場合には、遅延理由書(任意様式)を添付してください。

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

必要な手続は、産業廃棄物収集運搬業の場合と同様です。

ただし、提出する申請書等の様式は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」(様式 11)、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(様式 12)、「特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式 13)になります。

6 添付書類の省略について

(1) 先行許可証の提出による住民票の写し等の省略について

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」(様式23) と先行許可証のコピーを提出すると、 添付書類の一部を省略できます。ただし、知事が特に必要と認めた場合は提出を求めることがありま す。

先行許可証とは、「住民票の省略について」(様式23) 中の「1代用できる許可証」のことであり、 省略できる添付書類は、同様式中の「2省略できる添付書類」のとおりです。

なお、同様式中の「3留意事項」に留意してください。

(2) 事前確認手続後の新規許可又は変更許可申請時の添付書類の省略について

事前確認手続(手引 P.2)後、当該確認に係る新規許可申請又は変更許可申請を行う場合、「添付書類の省略について」(様式22)を提出すると、事前確認手続の際に提出した各書類のうち、表 2(P.10, 11)の(2)~(7)及び(10)の添付を省略できます。ただし、内容に変更がある場合、申請日前 3 か月以内に発行されたもの等条件のある場合、知事が特に必要と認めた場合は省略できません。

なお、同様式中に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した事前確認手続の日付となりますので、注意してください。

(3) 同時に2以上の異なる申請書・届出書を提出する場合の添付書類の省略について(同日付で受付されるものに限る。)

同時に2以上の異なる申請書や届出書を提出する場合(例えば、産業廃棄物収集運搬業許可申請書と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書を同時に提出する場合や、更新許可申請書と変更届出書を同時に提出する場合など)で、各申請書・届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書・届出書にこれを添付し、他の申請書・届出書には「添付書類の省略について」(様式22)を添付することで、一の申請書・届出書に添付した書類の添付を省略することができます。省略できるのは、各申請書・届出書に添付される表2 (P.10、11)の書類のうち、内容が同一であるものに限ります。

(4) 過去に提出した書類と変更がない場合の添付書類の省略について(更新申請、変更許可申請時) 過去の許可申請書や変更届出書において添付し、かつ変更がない書類については、「添付書類の省略 について」(様式22) を提出することで、その添付を省略することができます。省略できるのは、表2

(表4) 添付を省略できる書類及びその手続の概略

	省略できる書類	省略の手続
(1) 先行許可証によ	「住民票の写し等の省略」(様式23)の「2 省	
る住民票等の省略	略できる添付書類」に記載のある以下の書類	以下の書類を提出
	・本人及び法定代理人の住民票等	・「住民票の写し等の省
	・役員の住民票等	略」(様式23)
	・株主等の住民票等若しくは登記簿の謄本	・先行許可証のコピー
	・政令で定める使用人の住民票等	
(2)事前確認手続後	P.12~14(表2)のうち以下の書類	
の許可申請時の添	(2) 事業所本拠地の所在を示す略図	
付書類の省略	(3) 収集運搬施設の概要を示す書類	
	(4) 駐車場の概要を示す書類	17の事類を担山
	(5) 業務を行うに足りる技術的能力を有するこ	以下の書類を提出
	とを説明する書類	「添付書類の省略につい
	(6) 経理的基礎を有することを証する書類	て」(様式22)
	(7) 定款、登記事項証明書等	
	(10) 帳簿の様式及びその管理方法を記載した	
	書類	
(3) 同時に 2 以上の		一の申請書・届出書に書
申請書・届出書を提	 P.12∼14(表2)の書類のうち、各申請書・届	類を添付し、他の申請書・
出する場合の添付	出書において内容が同一である書類	届出書には「添付書類の
書類の省略		省略について」(様式22)
		を添付
(4)過去に提出した	P.12~14(表2)のうち以下の書類	
書類と変更がない	(2) 事業所本拠地の所在を示す略図	
場合の添付書類の	(3) 収集運搬施設の概要を示す書類(<u>車検証の</u>	以下の書類を提出
省略	<u>コピーを除く。</u>)	「添付書類の省略につい
	(4) 駐車場の概要を示す書類	て」(様式22)
	(10) 帳簿の様式及びその管理方法を記載した	
	書類	

(P. 10、11) のうち、(2)、(3) (<u>車検証のコピー以外のもの</u>)、(4)及び(10)の書類です。ただし、内容に変更がある場合、書類の有効性に期限があり改めて提出する必要がある場合(賃貸借契約書など)、知事が特に必要と認めた場合は省略できません。

「添付書類の省略について」(様式22)に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した許可申請又は変更届出の日付となりますので、注意してください。

(表4)添付を省略できる書類及びその手続の概略

	省略できる書類	省略の手続
(1) 先行許可証によ	「住民票の写し等の省略」(様式23)の「2 省	
る住民票等の省略	略できる添付書類」に記載のある以下の書類	以下の書類を提出
	・本人及び法定代理人の住民票等	・「住民票の写し等の省
	・役員の住民票等	略」(様式23)
	・株主等の住民票等若しくは登記簿の謄本	・先行許可証のコピー
	・政令で定める使用人の住民票等	
(2)事前確認手続後	P.10 (表 2) のうち以下の書類	
の許可申請時の添	(2) 事業所本拠地の所在を示す略図	
付書類の省略	(3) 収集運搬施設の概要を示す書類	
	(4) 駐車場の概要を示す書類	いての事権を担用
	(5) 業務を行うに足りる技術的能力を有するこ	以下の書類を提出
	とを説明する書類	「添付書類の省略につい - (** *********************************
	(6) 経理的基礎を有することを証する書類	て」(様式22)
	(7) 定款、登記事項証明書等	
	(10) 帳簿の様式及びその管理方法を記載した	
	書類	
(3)同時に2以上の		一の申請書・届出書に書
申請書・届出書を提	D 10 (字の) の事類のなど 夕中建寺、屋山寺	類を添付し、他の申請書・
出する場合の添付	P.10(表2)の書類のうち、各申請書・届出書 において内容が同一である書類	届出書には「添付書類の
書類の省略	にわいて四谷が同一である音類	省略について」(様式22)
		を添付
(4)過去に提出した	P.10(表2)のうち以下の書類	
書類と変更がない	(2) 事業所本拠地の所在を示す略図	
場合の添付書類の	(3) 収集運搬施設の概要を示す書類(<u>車検証の</u>	以下の書類を提出
省略	<u>コピーを除く。</u>)	「添付書類の省略につい
	(4) 駐車場の概要を示す書類	て」(様式22)
	(10) 帳簿の様式及びその管理方法を記載した	
	書類	

7 優良産廃処理業者認定制度の取扱い 更新許可申請に併せて「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受ける場合は、産業廃棄物収集運搬業の 更新許可に係る書類に加え、認定審査に必要な書類を提出してください。 なお、優良産廃処理業者が産業廃棄物収集運搬業の許可の更新申請や、事業範囲の変更許可を申請する 場合には、一部の書類の添付を省略できます。 また、当該制度についての詳細は、長野県ホームページの以下のアドレスに掲載しています。 優良産廃処理業者認定制度 https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/ninte/index.html 8 特定欠格要件該当の届出について (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業、(特別管理) 産業廃棄物処分業又は産業廃棄物処理施設の許可を受 けている者が、特定の欠格要件(別紙1「欠格要件について」の $2 \sim 7$ 、 $10 \sim 12$ (ただし $10 \sim 12$ に掲げ る者で8又は9に該当する者を除く。))に該当した場合は、「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠 格要件該当届出書」(様式25)を、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。 また、「欠格要件について」の1に該当するおそれのあるものとして環境省令で定める者に該当した場 合は、「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式25)を、該当するに至った後 遅滞なく提出してください。 9 その他 (1) 長野市又は松本市内に積替保管施設を設置する場合は、設置場所の長野市又は松本市の許可が必要 になりますので、設置場所が長野市の場合は長野市廃棄物対策課(TEL:026-224-732 0)、松本市の場合は松本市廃棄物対策課(TEL:0263-47-1350)へお問い合わせくだ (2) 許可(新規、変更、更新)を受けようとする者が、廃棄物処理法上の欠格要件(別紙1参照)に該 当する場合、許可することができませんので、ご注意ください。 (3) 許可証の送付を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を申請書類又は届出書類に同封して ください。 別紙1~3 略 別紙1~3 省略

地域振興局管轄区域一覧表

			1	
		直通電話		
名 称	住 所	FAX	管轄区域	
		メール		
,, , ,	〒385-8533 佐久市跡部65-1			
佐 久	佐久地域振興局	sakuchi-	東御市 南佐久郡 北佐	
	環境・廃棄物対策課	kankyo@pref.nagano.lg.jp	久郡 小県郡 	
	- 396-8666	0265(76)6817		
上伊那	伊那市荒井3497	0265(76)6838	飯田市 伊那市 駒ヶ村 市 上伊那郡 下伊那郡 木曽郡	
	上伊那地域振興局	kamichi-		
	環境・廃棄物対策課	kankyo@pref.nagano.lg.jp		
	₹390-0852	0263(40)1956	 松本市 岡谷市 諏訪市	
松本	松本市大字島立1020	0263(47)8122	大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑 摩郡 北安曇郡	
14 7	松本地域振興局	matsuchi-		
	環境・廃棄物対策課	kankyo@pref.nagano.lg.jp		
	₹380-0836	026(234)9533	 長野市 須坂市 中野市	
	長野市大字南長野南県町	026(234)9912	千曲市 飯山市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上 水内郡 下水内郡	
文判	686-1 長野地域振興局	nagachi-		
1	環境・廃棄物対策課	kankyo@pref.nagano.lg.jp		
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	電話 026(235)7164		

長野市・松本市の許可に係る申請等については、以下へお問い合わせください。

※ 長野市(松本市)内に積替保管施設を設置する場合及び長野県内では長野市(松本市)のみで業を行お うとする場合は長野市(松本市)の許可が必要となります。

名称	住 所	直通電話	管轄区域
長野市 廃棄物対策 課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)73	長野市
松本市廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)13 50	松本市

地域振興局管轄区域一覧表

地域振興局 名	住 所	直通電話	管轄区域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)31 66	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)68 17	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 郡 下伊那郡 木曽郡
松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)19 56	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)95 33	長野市 須坂市 中野市 千曲市 飯山市 埴科郡 上高井郡 下高井 郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)71 64	

長野市・松本市の許可に係る申請等については、以下へお問い合わせください。

※ 長野市(松本市)内に積替保管施設を設置する場合及び長野県内では長野市(松本市)のみで業を行お うとする場合は長野市(松本市)の許可が必要となります。

長野市 廃棄物対策 課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)73 20	長野市
松本市 廃棄物対策 課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)13 50	松本市